

第44期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

開催場所

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1
神戸ファッションプラザ内
神戸ファッション美術館5階
オルビスホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件



株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第44期（2022年4月1日～2023年3月31日）
定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2022年12月14日、東京証券取引所プライム市場に新規上場いたしました。

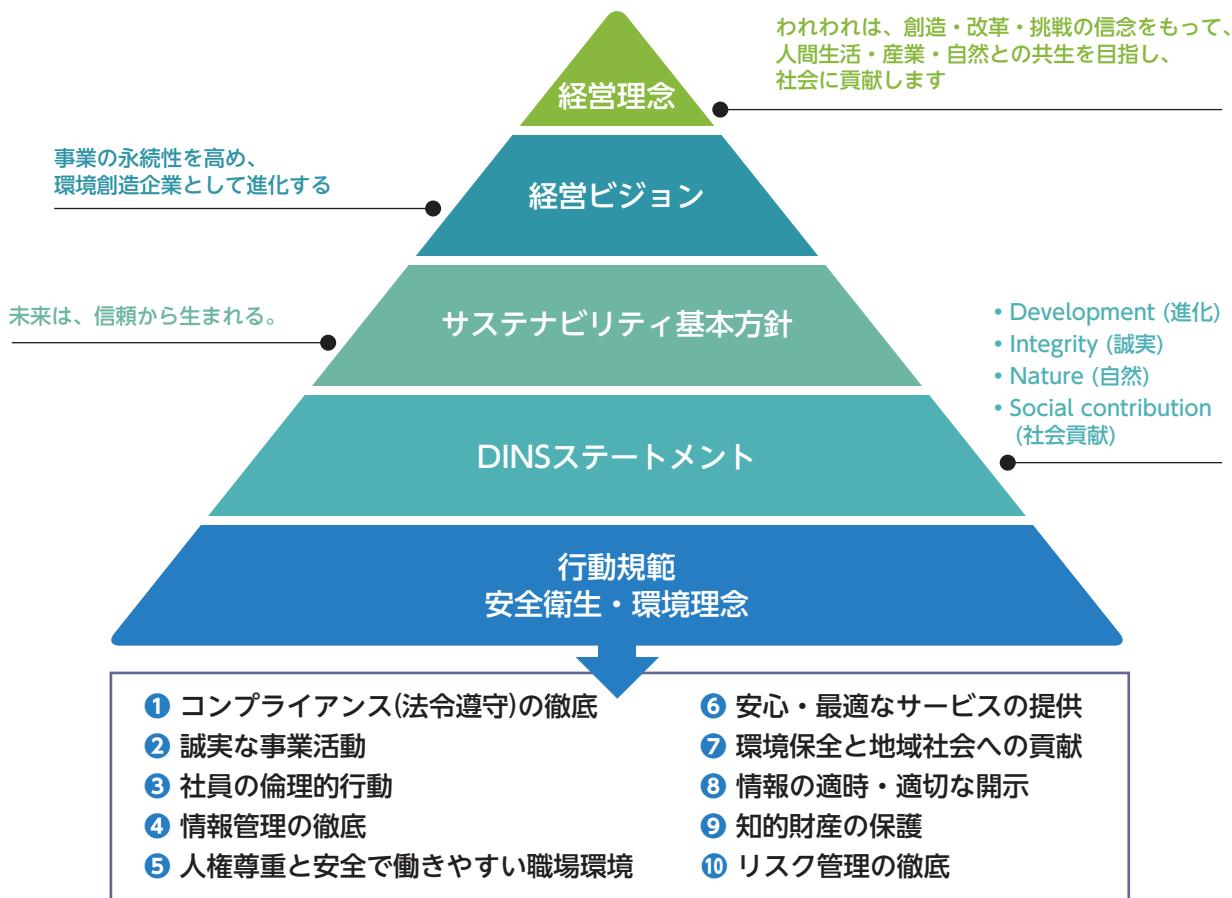
これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、全てのステークホルダーの皆さまからのご支援の賜物であり、あらためて心より御礼申し上げます。

当社は、1979年に創業し、コア事業である廃棄物処理・資源循環事業において、収集運搬から中間処理・再資源化及び最終処分に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、土壌浄化や施設建設・運営管理等、環境創造に係るバリューチェーンを幅広く展開してまいりました。今後も、「事業の持続性を高め、環境創造企業として進化する」という経営ビジョンのもと、サステナブルな明るい未来社会を実現する、より良い環境づくりを目指して、100年企業に向けての基盤づくりを着実に進めてまいります。

脱炭素社会・循環経済への転換に向けて、多様なパートナー企業とも共創しながら、社会課題の解決に繋がるESG（環境・社会・ガバナンス）施策に取り組み、決して止めることのできない重要な社会インフラを提供する企業としての存在意義を高め、新たな価値を社会に届けてまいります。

引き続き、株主の皆さまからのご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
金子 文雄



DINS Roots (創業の原点)

～未来は、信頼から生まれる。～

大栄環境グループの事業の中心である廃棄物処理は、なによりもまず、お客様と地域の皆さまからの「信頼」がなくては成り立たないものです。1979年の創業から、持続可能な循環型社会の実現をひたむきに目指してきた私たちにとって、永続的な「信頼」を構築することこそが、サステナブルな未来へのスタートライン。その想いは、これまでもこれからも決して変わることはありません。

株主各位

証券コード 9336
2023年6月9日

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役社長 **金子 文雄**

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.dinsgr.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大栄環境」又は「コード」に当社証券コード「9336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1 神戸ファッションプラザ内 神戸ファッション美術館5階 オルビスホール <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第44期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第44期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 議決権行使のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 節電の取組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

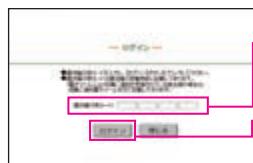
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



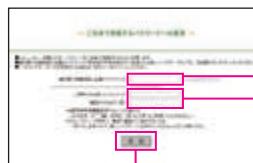
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としており、連結配当性向は30%以上を目安に持続的かつ安定的な配当を目指し、原則として年1回の期末配当を行う方針であります。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 34円 配当総額 3,396,358,600円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	かねこ ふみお 金子 文雄	代表取締役社長	再任
2	いのうえ よしかず 井上 吉一	取締役副社長 (総合政策・経営管理担当)	再任
3	おおた なりゆき 大田 成幸	専務取締役 (事業・技術担当)	再任
4	おおなか かずまさ 大仲 一正	常務取締役 営業本部長 (営業担当)	再任
5	むらい かずまさ 村井 一雅	取締役	再任 社外 独立
6	むらかみ ともこ 村上 知子	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かね こ ふみ お
金子 文雄

(1956年10月17日生)

所有する当社の株式数 47,300株
在任年数 32年
取締役会出席状況 21/21回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 有限会社大栄衛生（現：株式会社大栄衛生）入社
1983年9月 三重中央開発株式会社 取締役
1986年6月 同社監査役
1991年5月 当社取締役
1994年3月 当社常務取締役
2002年3月 当社取締役副社長
2002年3月 三重中央開発株式会社 取締役副社長
2003年3月 株式会社GE（現：DINS関西株式会社）設立 取締役
2004年3月 バイオエタノール・ジャパン・関西株式会社（現：DINS関西株式会社）取締役
2004年5月 当社代表取締役副社長
2004年5月 三重中央開発株式会社 代表取締役副社長
2007年4月 同社代表取締役社長
2007年4月 当社代表取締役社長（現任）
2007年4月 株式会社RAC関西（現：DINS関西株式会社）取締役

■ 重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

金子文雄氏は、1979年10月の当社設立時より、当社の運営、経営を担い、当社をはじめ、当社グループ各社の取締役を歴任してまいりました。2007年4月からは当社代表取締役社長として、強いリーダーシップで長年にわたり当社グループ全体を牽引し、企業価値を高めてきた実績と豊富な経験を有しております。今後も優れた経営手腕と強いリーダーシップにより企業価値を向上させていくことが期待でき、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

いの うえ よし かず

井上 吉一

(1956年9月25日生)

所有する当社の株式数 46,800株
 在任年数 6年
 取締役会出席状況 21/21回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1979年4月 株式会社春陽堂入社
- 1985年1月 株式会社前田房入社
- 1985年6月 当社入社
- 1994年3月 三重中央開発株式会社 所長
- 1997年4月 同社取締役
- 2002年3月 同社常務取締役
- 2007年4月 同社専務取締役
- 2016年10月 当社専務取締役
- 2019年6月 一般社団法人三重県産業廃棄物協会 会長（現任）
- 2021年6月 当社取締役副社長 経営管理担当
- 2022年6月 公益社団法人全国産業資源循環連合会 副会長（現任）
- 2023年4月 当社取締役副社長 総合政策・経営管理担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 一般社団法人三重県産業廃棄物協会会長
- 公益社団法人全国産業資源循環連合会副会長

取締役候補者とした理由

井上吉一氏は、1997年4月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事、2016年10月に当社取締役に就任し、長年にわたり当社グループの経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。2021年6月からは経営管理部門、2023年4月からは総合政策部門を統括しており、当社グループとして重要な役割を担い優れた経営手腕を発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

おお た なり ゆき
大田 成幸

(1954年9月14日生)

所有する当社の株式数 46,800株
在任年数 16年
取締役会出席状況 21/21回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年8月 架裕建設有限会社設立 取締役
1996年3月 健裕開発株式会社（現：三重中央開発株式会社）入社
2002年5月 三重中央開発株式会社 取締役兼副事業部長
2007年4月 当社常務取締役兼事業本部長
2007年4月 三重中央開発株式会社 常務取締役兼事業本部長
2011年4月 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事（現任）
2013年4月 当社常務取締役
2013年4月 三重中央開発株式会社 常務取締役
2016年2月 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事（現任）
2020年5月 DINS関西株式会社 代表取締役（現任）
2021年6月 当社専務取締役 事業・技術担当（現任）
2022年6月 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事（現任）

■ 重要な兼職の状況

DINS関西株式会社 代表取締役
一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事
一般社団法人日本災害対応システムズ 理事
一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事

取締役候補者とした理由

大田成幸氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事しております。2007年4月の当社取締役就任以降は、事業本部長等を歴任しており、2021年6月からは、事業・技術部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4



再任

おお なか かず まさ
大 仲 一 正
(1956年3月28日生)

所有する当社の株式数 7,800株
在任年数 13年
取締役会出席状況 21/21回

■ 略歴、当社における地位及び担当

1974年3月 日本写真印刷株式会社（現：NISSHA株式会社）入社
1980年6月 丸末興業株式会社（現：株式会社丸末）入社
1989年3月 三重中央開発株式会社入社
2002年5月 同社取締役営業部長
2010年4月 当社取締役営業部長
2011年12月 当社取締役
2019年4月 当社取締役営業本部長
2021年6月 当社常務取締役営業本部長 営業担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大仲一正氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事、2010年4月から当社取締役営業部長、2019年4月からは当社取締役営業本部長を歴任し、当社グループの営業部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

5

むら い かず まさ
村 井 一 雅

(1963年12月13日生)

所有する当社の株式数 4,600株
在任年数 2年
取締役会出席状況 21/21回



再 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 監査法人トーマツ大阪事務所（現：有限責任監査法人トーマツ） 入所
1995年8月 公認会計士登録
2006年8月 税理士登録
2006年8月 村井公認会計士事務所開設 代表（現任）
2007年5月 株式会社マネジメント総合研究所設立 代表取締役
2017年6月 テクニカル電子株式会社（現：株式会社パーキングソリューションズ） 監査役
2019年5月 税理士法人村井会計事務所開設 代表社員（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

村井公認会計士事務所 代表
税理士法人村井会計事務所 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村井一雅氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計、税務に関する豊富な専門的知見を有しており、独立性を確保した立場から、当社の経営に有用な意見をいただいております。

これらの豊富な経験と知見及び独立性を踏まえ、外部の客観的視点からコーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

6

むら かみ とも こ
村上 知子

(1970年12月23日生)

所有する当社の株式数 4,600株
在任年数 2年
取締役会出席状況 21/21回



再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 弁護士登録
2005年10月 石井義人法律事務所入所
2008年11月 むらた・ふたば法律特許事務所入所
2011年4月 関西学院大学法学部 非常勤講師（ビジネス法担当）
2013年5月 アーカス総合法律事務所設立 パートナー（現任）
2017年4月 国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター
（有限責任監査法人トーマツ）委託機関相談員
2017年11月 公益財団法人大阪産業局（内部通報窓口）委託機関相談員（現任）
2019年4月 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員（現任）
2021年4月 大阪海区漁業調整委員会 委員（現任）
2021年6月 医療法人社団せんだん会 監事（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

アーカス総合法律事務所 パートナー
大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員
大阪海区漁業調整委員会 委員

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村上知子氏は、弁護士として法律に関する高い専門性を有するとともに、長く企業法務に関与した経験から豊富な専門的知見を有しており、独立性を確保した立場から当社の経営に有用な意見をいただいております。

かかる実績も踏まえ、外部の客観的視点からコーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門見地・経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井一雅氏及び村上知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村井一雅氏及び村上知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村井一雅氏及び村上知子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村井一雅氏及び村上知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村井一雅氏及び村上知子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

スキルマトリックス

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役並びに監査役のスキルマトリックス

第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役並びに在任中の監査役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	法務 コンプライアンス	リスク管理	財務・会計 税務	技術 施設管理	営業 マーケティング	ESG サステナビリティ
金子 文雄	代表取締役社長	●			●			●
井上 吉一	取締役副社長	●		●	●			
大田 成幸	専務取締役		●			●	●	
大仲 一正	常務取締役					●	●	
村井 一雅	社外取締役				●			●
村上 知子	社外取締役		●	●				
峯森 章	常勤監査役	●	●		●			
魚住 隆太	社外監査役			●	●			●
北嶋 紀子	社外監査役		●	●				

取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

取締役（独立社外取締役を除く）の候補者は、国籍、人種、性別にとらわれず、「役員規程」に基づく取締役選任基準に加え、取締役として求められる資質を以下のとおり定めております。取締役の選任・指名にあたっては、以下の基準を踏まえて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 取締役の選任基準

- ①当社の企業理念を理解し、実践できること
- ②業務執行部門を超えたグループ企業経営の視点に立ち、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する客観的
判断能力、経営的知識、先見性、洞察力等の資質を持っていること
- ③コーポレート・ガバナンス知識を有し、取締役に求められている資質を有していること
- ④優れた人望、品格、倫理観を有し、心身ともに健康であること
- ⑤全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、調和をとることができること
- ⑥執行役員等の過去の実績又は社外において優れた実績を有していること
- ⑦取締役としての職務執行に影響を及ぼす利害関係等を有していないこと

社外取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

社外取締役（以下「社外役員」という）の選任基準及び独立性判断基準に基づき、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 社外役員の選任基準

- ①経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- ②取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- ③社外役員としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり、支障とならない者
- ④社外役員としての職務遂行にあたり、健康上の支障がない者

(3) 社外役員の独立性判断基準

取締役会において当社における社外役員が独立性を有すると認定するには、社外役員のうち一般株主と利益相反の生じるおそれがない者かつ東京証券取引所の以下のaからdまでに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2）のいずれかに該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という）

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 最近においてa又は前bに該当していた者
- cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者
 - (a) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (b) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (a) aから前cの2までに掲げる者
 - (b) 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - (c) 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - (d) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (e) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - (f) 最近において(b)、(c)又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬総額は、2022年6月27日開催の当社第43期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬総額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額64百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.04%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告2（2）⑤イ、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（40頁）に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、21頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した

場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終了以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

また、本議案をご承認いただいた場合、本定時株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり変更する予定としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映及び株主と価値を共有する観点から、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、業績及び社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。

c. 株式報酬の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は「役員報酬規程」に基づき、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として支給する。

譲渡制限付株式報酬金額の変更は、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

業績ハイライト

売上高 67,658百万円 前年同期比 4.1% 増 	営業利益 16,623百万円 前年同期比 29.5% 増 	営業利益率 24.6% 前年同期比 4.8pt 増 	親会社株主に 帰属する当期純利益 10,494百万円 前年同期比 18.3% 増 
EBITDA 22,250百万円 前年同期比 12.2% 増 	EBITDAマージン 32.9% 前年同期比 2.4pt 増 		

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の悪化等によるエネルギー・資機材価格の高騰から期初に停滞が見られた経済活動も、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、設備投資や個人消費等が緩やかな回復傾向にあります。今後も景気を持ち直しが期待される一方で、わが国と欧米の金利差拡大を受けた円安等に伴う物価高騰による景気下押しリスク、エネルギー・資機材価格のさらなる上昇、資材納期の長期化による工事着工の遅れ等の懸念材料もあり、依然として国内景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループのコア事業である「廃棄物処理・資源循環」においては、企業の生産活動や建設工事の遅れに回復の兆しが見られたことにより、昨秋以降、廃棄物受入量は増加基調にあるものの、通期で

は前年同期並みの水準となりました。

「土壌浄化」においては、年間を通して、関西地方の再開発工事等をはじめ、広範囲でスポット案件を受注獲得できたことにより、汚染土壌受入量は前年同期を大幅に上回る結果となりました。

コスト面においては、エネルギー・資機材コストは上昇したものの、子会社における収益改善等に努めました。

また、当社グループの事業は、決して止めることができない重要な社会インフラであり、政府が宣言する2050年カーボンニュートラルに向けて、長期的視点をもって、事業拡大による持続的成長と社会課題解決に繋がるESG施策に取り組んでおります。

資源循環システムの高度化の施策として、当社伊賀リサイクルセンター（三重県伊賀市）では、有機性廃棄物をリサイクルする国内有数の処理能力を持つメタン発酵施設及び堆肥化施設を2022年11月と10月にそれぞれ稼働開始いたしました。子会社の株式会社セーフティーアイランド（兵庫県神戸市東灘区）においては、2022年7月に汚染土壌分別（異物除去）設備を新設しております。

再生利用できない廃棄物を適切な管理のもとで埋立処分するための最終処分場は、資源循環システム構築に必要な不可欠であり、増設や新設を計画的に進めてまいりました。管理型最終処分場について、子会社の三重中央開発株式会社（三重県伊賀市）で2022年5月に当社グループ最大となる約664万 m^3 を、子会社の株式会社東北エコクリーン（福島県田村郡小野町）で2022年7月に約17万 m^3 を、当社三木リサイクルセンター（兵庫県三木市）で2022年8月に約172万 m^3 をそれぞれ拡張し、供用開始しております。さらに、当社御坊リサイクルセンター（和歌山県御坊市）で、2022年12月に管理型最終処分場を約135万 m^3 拡張するための産業廃棄物処理施設設置許可証の交付を和歌山県より受け、早期の供用開始に向けた準備を進めております。

地域資源である廃棄物を資源やエネルギーに変え、地域社会へ還元することで自立・分散型の社会を形成する地域循環共生圏構築の取組みにおいては、当社グループ3例目となる公民連携協定を2023年2月に大阪府泉北郡忠岡町及びパートナー企業と締結しました。2023年3月には新会社となる「忠岡エコサービス株式会社」を共同出資により設立し、地域エネルギーセンター等を整備・運営する事業の推進に向けて調査・計画を開始しております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は67,658百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は16,623百万円（前年同期比29.5%増）、経常利益は16,702百万円（前年同期比25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,494百万円（前年同期比18.3%増）となりました。また、営業利益率は前年同期と比べて4.8ポイント向上し24.6%、EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却額）は22,250百万円（前年同期比12.2%増）となり、EBITDAマージン（（営業利益+減価償却費+のれん償却額）/売上高）は前年同期と比べて2.4ポイント向上し32.9%となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

環境関連事業

売上高 65,472百万円
セグメント利益 16,715百万円

売上高構成比



熱処理施設

「廃棄物処理・資源循環」において、廃棄物受入量は、1,893千トン（前年同期比0.4%減）となりました。これは、昨秋以降企業の生産活動が回復基調にあり、廃棄物受入量は第4四半期連結会計期間に前年同期を上回ったものの、通期では、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・資機材価格の高騰の影響により期初に低迷した受入量をカバーするには至らなかったためであります。

「土壌浄化」において、汚染土壌受入量は、668千トン（前年同期比64.3%増）となり、前年同期を大幅に上回る結果となりました。これは、年間を通して、関西地方の再開発工事等をはじめ、広範囲でスポット案件を受注獲得できたことによるものであります。

また、エネルギー・資機材価格の高騰によりコストは上昇したものの、子会社における収益改善等により、大幅な増益となりました。

この結果、売上高は65,472百万円、セグメント利益は16,715百万円となりました。

その他 (有価資源リサイクル事業)

売上高 2,185百万円
セグメント利益 134百万円

売上高構成比



リサイクルプラスチックパレット

「アルミパレット」においては、主に半導体不足による自動車鋼板等の生産減の影響からアルミパレット需要も減少しており、販売量は下降傾向にありますが、アルミ相場が高値圏で推移したため、スプレッドを確保することができました。

「リサイクルプラスチックパレット」においては、2022年6月に子会社の株式会社プラファクトリー（大阪府堺市西区）において増設した製造ラインが稼働し、生産量・販売量ともに増加しました。

この結果、売上高は2,185百万円、セグメント利益は134百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は15,610百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 環境関連事業 管理型最終処分場の増設（三重県伊賀市）
- 管理型最終処分場の増設（福島県田村郡小野町）
- 伊賀メタン発酵施設・堆肥化施設（三重県伊賀市）

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- 環境関連事業 三木バイオマスファクトリーの新設（兵庫県三木市）
- 管理型最終処分場（2期）の増設（三重県伊賀市）

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



三木バイオマスファクトリー

③ 資金調達の状況

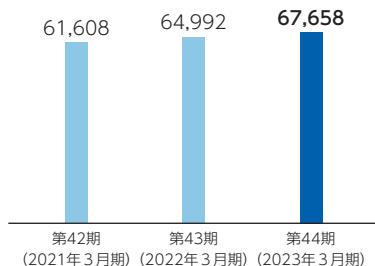
当社は、2022年12月14日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。それに伴い、2022年12月13日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）による3,500,000株の新株の発行により、4,502百万円の資金調達を行いました。また、2023年1月12日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による4,815,000株の新株の発行により、6,194百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

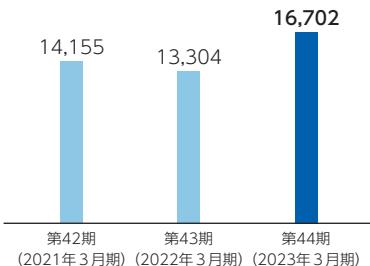
「(3) 重要な子会社及び関連会社の状況」をご参照ください。

(2) 財産及び損益の状況

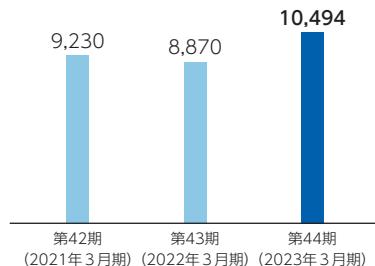
売上高 (単位：百万円)



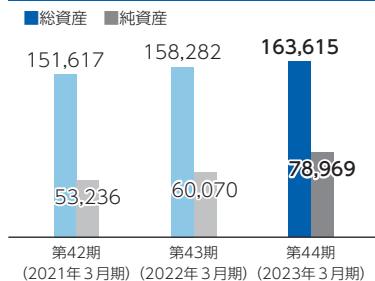
経常利益 (単位：百万円)



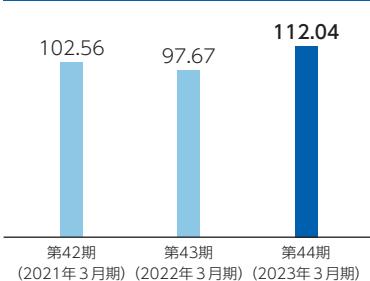
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



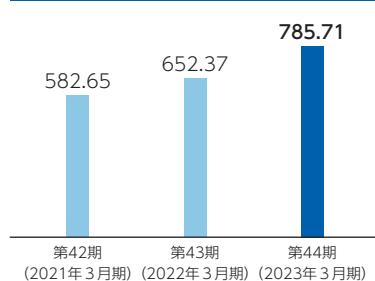
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



① 企業集団の財産及び損益の状況

		第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	—	61,608	64,992	67,658
営業利益	(百万円)	—	13,053	12,840	16,623
経常利益	(百万円)	—	14,155	13,304	16,702
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	—	9,230	8,870	10,494
1株当たり当期純利益	(円)	—	102.56	97.67	112.04
総資産	(百万円)	—	151,617	158,282	163,615
純資産	(百万円)	—	53,236	60,070	78,969
1株当たり純資産額	(円)	—	582.65	652.37	785.71

- (注) 1. 当社では、第42期より連結計算書類を作成しておりますので、第41期の状況は記載しておりません。
2. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年10月8日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	33,758	33,418	33,391	33,767
営業利益	(百万円)	6,660	9,715	7,797	9,583
経常利益	(百万円)	10,158	14,525	10,626	12,347
当期純利益	(百万円)	8,035	10,863	7,642	9,090
1株当たり当期純利益	(円)	44,642.59	120.71	84.16	97.06
総資産	(百万円)	102,765	122,810	127,931	133,513
純資産	(百万円)	28,520	37,016	42,445	59,719
1株当たり純資産額	(円)	158,447.82	407.67	463.49	597.83

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年10月8日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
連結子会社			
三重中央開発株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化、エネルギー創造
DINS関西株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、エネルギー創造
株式会社共同土木	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社ジオレ・ジャパン	100	70.4	土壌浄化
株式会社摂津清運	60	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社セーフティーアイランド	100	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化
京都かんきょう株式会社	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社神戸ポートリサイクル	85	74.9	廃棄物処理・資源循環
大栄アメット株式会社	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社摂津	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
三基開発株式会社	35	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社総合農林	100	100.0	森林保全
資源循環システムズ株式会社	10	51.0	コンサルティング
株式会社ブラファクトリー	30	100.0 (70.0)	リサイクルプラスチックパレット
株式会社東北エコクリーン	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
忠岡エコサービス株式会社	100	90.0	廃棄物処理・資源循環
持分法適用関連会社			
メジャーヴィーナス・ジャパン株式会社	100	50.0	廃棄物処理・資源循環
リエネルミエ株式会社	100	65.0	エネルギー創造
株式会社シムファイブス	100	50.0	廃棄物処理・資源循環

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 2022年5月30日付で共同出資により株式会社シムファイブスを設立し、持分法適用関連会社といたしました。

3. 2023年3月24日付で共同出資により忠岡エコサービス株式会社を設立し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営ビジョン「事業の持続性を高め、環境創造企業として進化する」の実現に向けて、脱炭素社会や循環経済への転換に向けた世界的潮流の中、中期経営計画（2022年度-2024年度）の下、長期的視点をもって、社会課題の解決に繋がるESG施策を進め、人間生活・産業・自然と共生し、社会に貢献する企業であり続けるため、新たな価値の創造に努めております。

当期は、主に廃棄物処理施設の処理能力増強や営業活動の活性化による収益の拡大と断続的なコスト削減により、さらなる売上成長と利益率の向上を目指しました。また、気候変動等の社会課題に取り組むことを目的として、2022年9月にサステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティ基本方針の策定などに取り組むとともに、2023年2月には大阪府泉北郡忠岡町と3例目となる公民連携協定を締結し、一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理に向けた取組みを進めてまいりました。

1. 当期の主な成果

①成長戦略に関わるESG施策

E施策（環境）	<ul style="list-style-type: none"> ① 当社伊賀リサイクルセンターにおいて、2022年11月にメタン発酵施設（処理能力：320トン/日）、2022年10月に堆肥化施設（処理能力：92トン/日）をそれぞれ稼働開始 ② 管理型最終処分場について、2022年5月に子会社の三重中央開発株式会社（三重県伊賀市）、2022年7月に子会社の株式会社東北エコクリーン（福島県田村郡小野町）、2022年8月に当社三木リサイクルセンター（兵庫県三木市）で供用を開始し、2022年12月に当社御坊リサイクルセンター（和歌山県御坊市）で産業廃棄物処理施設設置許可証の交付を和歌山県より受ける ③ 2022年8月にパートナー企業とともに国内初となる廃プラスチックのガス化及びメタノール化の実証事業を開始
S施策（社会）	2023年2月に大阪府泉北郡忠岡町と公民連携協定をパートナー企業とともに締結し、2023年3月にはより詳細な調査・計画・設計を行うための新会社「忠岡エコサービス株式会社」を設立

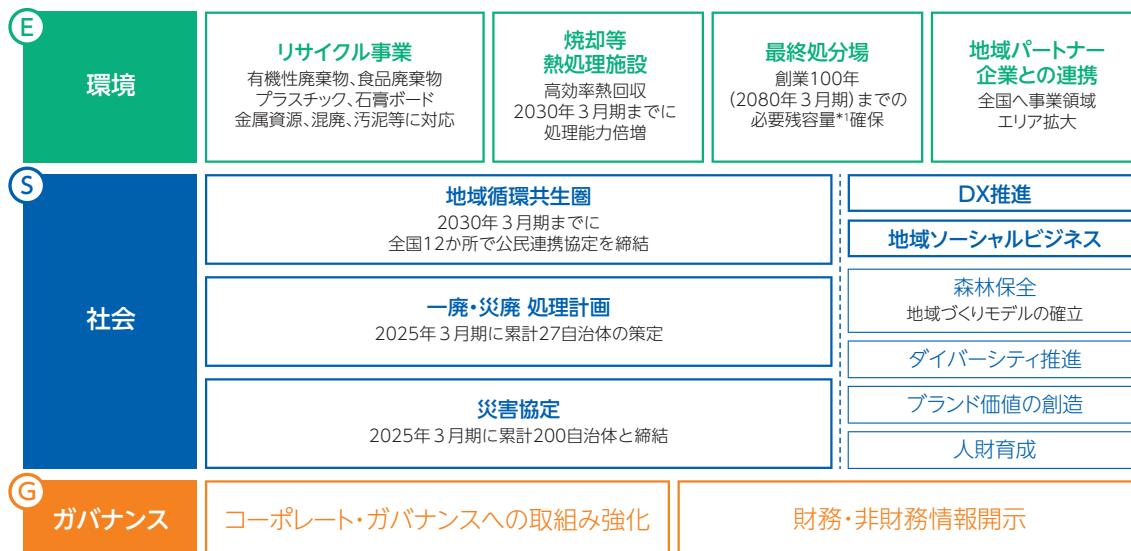
②経営基盤強化に関わるESG施策

G施策（ガバナンス）	2022年9月に気候変動等の社会課題解決に取り組むことを目的として「サステナビリティ推進委員会」を設置
------------	---

2. 今後の重点施策

2050年カーボンニュートラルに向かって社会システムが急速に変化する中で、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上を目指すためには、ESG施策にこれまで以上に積極的に取り組むことが重要であると考えています。多様なパートナーとも共創しながら地域循環共生圏を構築するとともに、脱炭素化、DX推進などに資する投資を積極的に行ってまいります。

価値創造に向けたESG施策



- ※1 必要残容量とは、資源循環システムの整備が想定どおり進んだ場合における2080年3月期までの想定埋立量を前提とした最終処分場の残容量をいいます。
- ※2 太枠は「成長戦略に関わるESG施策」、細枠は「経営基盤強化に関わるESG施策」を表しております。
- ※3 上記及び下記の将来数値は、様々な前提や仮定に基づいて策定した2022年5月時点における目標値であり、様々なリスクや不確定要素によって、実際の数値と大きく異なる可能性があります。

【成長戦略に関わるESG施策】

(a) 再資源化施設及び熱処理施設の稼働・新設

2022年に稼働開始した有機性廃棄物をリサイクルする国内有数の処理能力を持つ伊賀メタン発酵施設・堆肥化施設、並びに2023年6月に稼働開始を予定している廃木材や食品残渣等のバイオマス資源と様々な廃棄物を混焼する熱処理施設である三木バイオマスファクトリー（処理能力の計画値：440トン/日）について、早期安定稼働を目指します。



三木バイオマスファクトリー



伊賀メタン発酵施設・堆肥化施設

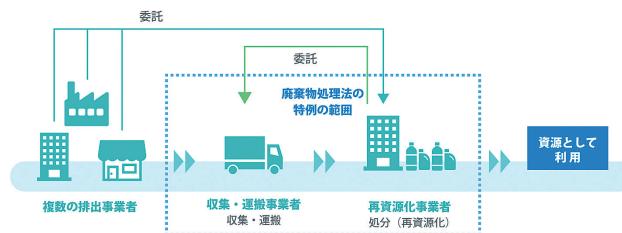
(b) 熱処理施設の処理能力倍増及びCCU（※）導入可能性の検討

既存施設を高効率な熱回収施設へ更新するほか、地産地消による自律分散型の地域エネルギーセンター等の整備により、グループ熱処理施設の処理能力を、2022年3月期末時点の2,067トン/日から、2030年3月期末までに倍増（処理能力の計画値：4,000トン/日）することを目指します。同時に、脱炭素化との両立を目指し、CCU導入可能性の検討も進めます。

※CCUは、「Carbon dioxide Capture and Utilization」の略称であり、従来の化石燃料由来の燃料や化学品等の製品を、CO2を原料として製造した製品へと置き換えることで低炭素化を図ることをいいます。

(c) カーボンニュートラル推進

カーボンニュートラルに向けて廃棄物処理・資源循環のあり方を変革していくため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき「再資源化事業計画」の認定を取得し、プラスチックの資源循環に積極的に取り組んでまいります。また、2022年にパートナー企業等と開始した国内初となる廃プラスチックのガス化及びメタノール化の実証事業については2024年3月に終了し、商用化検討ステージへ移行する予定です。



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における再資源化事業計画スキーム

(d) 地域循環共生圏の構築

日本の人口が減少する中、行政における財政健全化への歳出改革は喫緊の課題です。民設民営による効率的なインフラ整備は、その課題の解決に繋がると考えております。また、自治体に処理責任のある一般廃棄物は、自治体保有の焼却施設での処理が大部分であり、今後は民間が整備する焼却施設等へ処理委託する公民連携（PPP）への移行を成長機会と捉えております。

当社グループは、2023年3月期において、全国の自治体（1,788自治体（※））の2割を超える425の自治体との取引があります。このネットワークを活かして、2021年10月に、兵庫県相生市及び熊本県上益城郡5町、2023年2月に、大阪府泉北郡忠岡町とそれぞれ公民連携協定をパートナー企業とともに締結しております。

一般廃棄物処理における公民連携については、民間委託の機運が高まっているため潜在的な市場は大きく、また、自治体においてもコスト削減が実現できる等当社グループ及び自治体の双方にとってメリットのある取組みであるとと考えております。2030年3月期までに全国12か所で公民連携協定の締結を目指し、一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理に取り組んでまいります。

※2023年4月1日時点の全国の自治体1,718（東京23区除く）に、東京23区と47都道府県を合算したものであります（出所：政府統計の総合窓口（e-Stat））。

【経営基盤強化に関わるESG施策】

(a) TCFD（※）に基づく情報開示

気候変動を抑制するために、当社グループとして、気候変動に関する2030年や2050年の目標に向けてどう行動するのか、急速に変化する社会システム等にどう対応するのかについて、TCFD提言に基づく情報を開示してまいります。それにより全てのステークホルダーへの説明責任を果たします。

※TCFDは、「Task force on Climate-related Financial Disclosures」の略称で、各国の中央銀行総裁等からなる金融安定理事会の作業部会で投資家等に適切な投資判断を促すための気候関連財務情報開示を企業等へ促す民間主導の組織をいいます。

(b) 資本配分

当社グループは、今後も継続してオーガニック成長のための設備投資を実施する方針ですが、今後キャッシュ・フローに対するオーガニック成長のための設備投資の比率を下げ、インオーガニック成長のためのM&Aや公民連携への投資比率を高めるとともに、将来にわたって安定的な株主還元を可能にする資本配分のバランスを実現することを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

主要な事業	主要な事業内容
環境関連事業	
廃棄物処理・資源循環	様々な自社施設群を活用し、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、中間処理・再資源化及び最終処分に至るまでワンストップサービスを行っております。また、被災地の災害復興支援として災害廃棄物処理も行っております。
土壌浄化	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の許可を保有しており、土壌汚染エリアの調査から汚染対策の提案、汚染土壌処理に至るトータルソリューションを提供しております。
その他（有価資源リサイクル事業）	
アルミパレット	主に自治体から仕入れる飲料用アルミ缶を原料に、アルミパレットの製造・販売を行っております。
リサイクルプラスチックパレット	自治体が回収する容器包装プラスチック等を原料に、リサイクルプラスチックパレットの製造・販売を行っております。

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社管理部門

グループ本部	兵庫県神戸市東灘区
事業本部	兵庫県神戸市東灘区

② 主要な事業所

環境関連事業		
当社	本社・和泉リサイクルセンター	大阪府和泉市
	西宮リサイクルセンター	兵庫県西宮市
	三木リサイクルセンター	兵庫県三木市
	六甲リサイクルセンター	兵庫県神戸市東灘区
	粉河リサイクルセンター	和歌山県紀の川市
	御坊リサイクルセンター	和歌山県御坊市
	和歌山リサイクルセンター	和歌山県和歌山市
	伊賀リサイクルセンター	三重県伊賀市
子会社	三重中央開発株式会社 三重リサイクルセンター	三重県伊賀市
	三重中央開発株式会社 京都リサイクルセンター	京都府木津川市
	DINS関西株式会社 GE事業所	大阪府堺市西区
	DINS関西株式会社 RAC事業所	大阪府堺市西区
	株式会社共同土木 東京中間処理工場	東京都江東区
	株式会社ジオレ・ジャパン	兵庫県尼崎市
	株式会社セーフティーアイランド	兵庫県神戸市東灘区
株式会社東北エコークリーン	福島県田村郡小野町	
その他 (有価資源リサイクル事業)		
当社	トライアール事業所	兵庫県神戸市西区
子会社	株式会社プラファクトリー	大阪府堺市西区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループ

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
環境関連事業	1,939 (369) 名	41名増 (14名減)
その他 (有価資源リサイクル事業)	25 (5)	3名増 (6名減)
全社 (共通)	125 (7)	2名増 (3名増)
合 計	2,089 (381)	46名増 (17名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (契約社員、派遣社員、嘱託及びパートタイマーを含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,049 (44) 名	46名増 (2名増)	40.4歳	8.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (契約社員、派遣社員、嘱託及びパートタイマーを含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	20,745
株式会社三菱UFJ銀行	11,967
株式会社山陰合同銀行	4,940
株式会社りそな銀行	4,050
株式会社関西みらい銀行	4,010
株式会社商工組合中央金庫	3,445
株式会社みなと銀行	3,045
株式会社池田泉州銀行	2,029
株式会社百五銀行	1,508
株式会社北陸銀行	1,409

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	360,000,000株
② 発行済株式の総数	99,892,900株
③ 株主数	7,336名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ウイングトワ株式会社	61,399	61.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,134	6.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,100	3.10
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,797	2.80
大栄環境従業員持株会	1,436	1.44
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	1,300	1.30
MSIP CLIENT SECURITIES	1,053	1.05
MSCO CUSTOMER SECURITIES	781	0.78
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	680	0.68
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	559	0.56

(注) 自己株式を保有しておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子 文雄	—
取締役副社長 (経営管理担当)	井上 吉一	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 会長 公益社団法人全国産業資源循環連合会 副会長
専務取締役 (事業・技術担当)	大田 成幸	DINS関西株式会社 代表取締役 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事
常務取締役 営業本部長 (営業担当)	大仲 一正	—
取締役	村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表 税理士法人村井会計事務所 代表社員
取締役	村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員 大阪海区漁業調整委員会 委員
常勤監査役	峯森 章	三重中央開発株式会社 監査役
監査役	魚住 隆太	魚住隆太公認会計士事務所 代表 魚住サステナビリティ研究所 代表 丸一鋼管株式会社 社外監査役 不二製油グループ本社株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表 三京化成株式会社 社外取締役 (監査等委員) ダイトロン株式会社 社外監査役 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役村井一雅氏及び村上知子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役魚住隆太氏及び北嶋紀子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役魚住隆太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見やサステナビリティに関する知識や経験を有しており、上場会社において社外役員も務めております。
5. 監査役北嶋紀子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、上場会社において社外役員も務めております。

6. 当社は、社外取締役村井一雅氏及び村上知子氏並びに社外監査役魚住隆太氏及び北嶋紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2023年4月1日付の組織変更により、取締役副社長井上吉一氏は、総合政策・経営管理担当に担当を変更しております。
8. 当社では、意思決定と業務執行の分離による迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	下田 守彦	社長室長 経営計画担当
執行役員	出射 邦彦	経営戦略部長 経営戦略担当
執行役員	鱈部 仁	経営管理本部長 経営管理担当
執行役員	下地 弘章	事業本部長 事業所管理担当
執行役員	東井 基光	購買部長 購買管理担当
執行役員	田中 厚夫	三木事業所長 三木事業所運営担当
執行役員	平井 俊文	三重中央開発株式会社代表取締役 三重中央開発株式会社経営全般担当
執行役員	森田 憲一	三重中央開発株式会社取締役 三重中央開発株式会社開発業務担当
執行役員	下地 正勝	DINS関西株式会社取締役 DINS関西株式会社経営管理担当
執行役員	石川 光一	株式会社ジオレ・ジャパン取締役 株式会社ジオレ・ジャパン営業担当

- (注) 1. 2023年2月6日付で山下竜生氏は執行役員を辞任しました。
2. 2023年4月1日付の組織変更により、下田守彦氏は総合政策本部長 経営計画担当に担当を変更しております。
3. 2023年4月1日付の組織変更により、出射邦彦氏は社長付 経営戦略担当に担当を変更しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役金子文雄氏、井上吉一氏、大田成幸氏、大仲一正氏、村井一雅氏、村上知子氏及び監査役峯森章氏、魚住隆太氏、北嶋紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己もしくは第三者の不正な利益を図る場合、当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合、その職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより損害賠償を請求された場合、情報提供、報告を怠った又は遅延した場合には、補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する①役員、②管理職従業員、③従業員（不当な行為に起因するものに限る）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、生じた損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定さ

れた報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合性を吟味し、指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重のうえ、決議しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬で構成し、決定に際して各職責や業績、社会情勢等を踏まえ公正で適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、貢献度を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会の決議で決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	145 (9)	145 (9)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (9)	20 (9)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	165 (19)	165 (19)	— (—)	— (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額320百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額46百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位及び氏名	重要な兼職先の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役（社外） 村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	税理士法人村井会計事務所 代表社員	特別な関係はありません。
取締役（社外） 村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
	大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員	特別な関係はありません。
	大阪海区漁業調整委員会 委員	特別な関係はありません。
監査役（社外） 魚住 隆太	魚住隆太公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	魚住サステナビリティ研究所 代表	特別な関係はありません。
	丸一鋼管株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。
	不二製油グループ本社株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
監査役（社外） 北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表	特別な関係はありません。
	三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
	ダイトロン株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
	多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。

(注) 社外取締役村井一雅氏、社外取締役村上知子氏、社外監査役魚住隆太氏及び社外監査役北嶋紀子氏は、それぞれ当社の株式4,600株を保有しておりますが、当社と各取締役及び各監査役の間には、それ以外の人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 村井 一雅	<p>当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
取締役 村上 知子	<p>当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
監査役 魚住 隆太	<p>当事業年度に開催された取締役会21回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地とサステナビリティに関する豊富な知識や経験から積極的に発言を行っております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
監査役 北嶋 紀子	<p>当事業年度に開催された取締役会21回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行っております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 「当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」には、英文財務諸表の監査に関する報酬が含まれております。

③ 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、国内及び海外募集及び売出しに伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行及び独立性に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としており、連結配当性向は30%以上を目安に持続的かつ安定的な配当を目指し、原則として年1回の期末配当を行う方針であります。内部留保資金につきましては、設備の処理能力の向上・合理化のための設備投資やM&A、公民連携及び研究開発などの成長投資等に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり34円とさせていただきます予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	66,068
現金及び預金	51,410
受取手形	338
売掛金	9,750
有価証券	3,398
製品	234
仕掛品	25
原材料及び貯蔵品	273
その他	656
貸倒引当金	△19
固定資産	97,139
有形固定資産	80,519
建物及び構築物	19,571
機械装置及び運搬具	12,118
最終処分場	7,279
土地	18,661
建設仮勘定	20,843
その他	2,045
無形固定資産	1,357
のれん	812
その他	544
投資その他の資産	15,263
投資有価証券	3,446
繰延税金資産	1,177
その他	10,668
貸倒引当金	△29
繰延資産	407
株式交付費	407
資産合計	163,615

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,237
買掛金	3,143
1年内償還予定の社債	1,140
1年内返済予定の長期借入金	12,743
未払法人税等	3,010
賞与引当金	900
資産除去債務	48
その他	5,250
固定負債	58,408
社債	2,795
長期借入金	46,482
繰延税金負債	60
退職給付に係る負債	848
資産除去債務	7,585
その他	637
負債合計	84,646
純資産の部	
株主資本	77,817
資本金	5,907
資本剰余金	12,622
利益剰余金	59,287
その他の包括利益累計額	669
その他有価証券評価差額金	642
退職給付に係る調整累計額	27
非支配株主持分	482
純資産合計	78,969
負債純資産合計	163,615

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		67,658
売上原価		38,688
売上総利益		28,969
販売費及び一般管理費		12,346
営業利益		16,623
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	90	
持分法による投資利益	86	
為替差益	135	
受取賃貸料	82	
物品売却収入	166	
その他	190	798
営業外費用		
支払利息	310	
物品売却費用	148	
通貨スワップ評価損	148	
その他	111	719
経常利益		16,702
特別利益		
固定資産売却益	37	
受取保険金	16	54
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	23	
減損損失	270	
その他	0	298
税金等調整前当期純利益		16,459
法人税、住民税及び事業税	6,065	
法人税等調整額	△189	5,876
当期純利益		10,582
非支配株主に帰属する当期純利益		88
親会社株主に帰属する当期純利益		10,494

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	49,866
現金及び預金	39,600
受取手形	170
売掛金	6,591
有価証券	2,425
製品	186
原材料及び貯蔵品	159
その他	734
貸倒引当金	△1
固定資産	83,239
有形固定資産	38,283
建物	5,040
構築物	1,283
機械装置	2,565
最終処分場	1,937
土地	8,254
建設仮勘定	18,003
その他	1,198
無形固定資産	479
ソフトウェア	279
その他	199
投資その他の資産	44,476
投資有価証券	1,499
関係会社株式	7,386
関係会社長期貸付金	27,680
繰延税金資産	926
差入保証金	4,760
その他	3,138
貸倒引当金	△914
繰延資産	407
株式交付費	407
資産合計	133,513

科目	金額
負債の部	
流動負債	21,961
買掛金	2,451
1年内償還予定の社債	990
1年内返済予定の長期借入金	11,742
未払法人税等	1,980
賞与引当金	500
その他	4,296
固定負債	51,833
社債	2,745
長期借入金	45,444
退職給付引当金	349
資産除去債務	2,786
その他	507
負債合計	73,794
純資産の部	
株主資本	59,365
資本金	5,907
資本剰余金	5,817
資本準備金	5,817
利益剰余金	47,640
利益準備金	22
その他利益剰余金	47,617
特定災害防止準備金	2,041
特別償却準備金	185
固定資産圧縮積立金	303
別途積立金	56
繰越利益剰余金	45,031
評価・換算差額等	354
その他有価証券評価差額金	354
純資産合計	59,719
負債純資産合計	133,513

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		33,767
売上原価		16,721
売上総利益		17,046
販売費及び一般管理費		7,462
営業利益		9,583
営業外収益		
受取利息	322	
受取配当金	3,149	
受取賃貸料	432	
その他	218	4,123
営業外費用		
支払利息	272	
貸倒引当金繰入額	811	
その他	275	1,359
経常利益		12,347
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
投資有価証券評価損	14	
その他	0	14
税引前当期純利益		12,344
法人税、住民税及び事業税	3,662	
法人税等調整額	△408	3,254
当期純利益		9,090

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 高田 篤

公認会計士 西田 直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大栄環境株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大栄環境株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 篤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大栄環境株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

大 栄 環 境 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 峯 森 章 ㊟

社 外 監 査 役 魚 住 隆 太 ㊟

社 外 監 査 役 北 嶋 紀 子 ㊟

株主総会会場 ご案内図

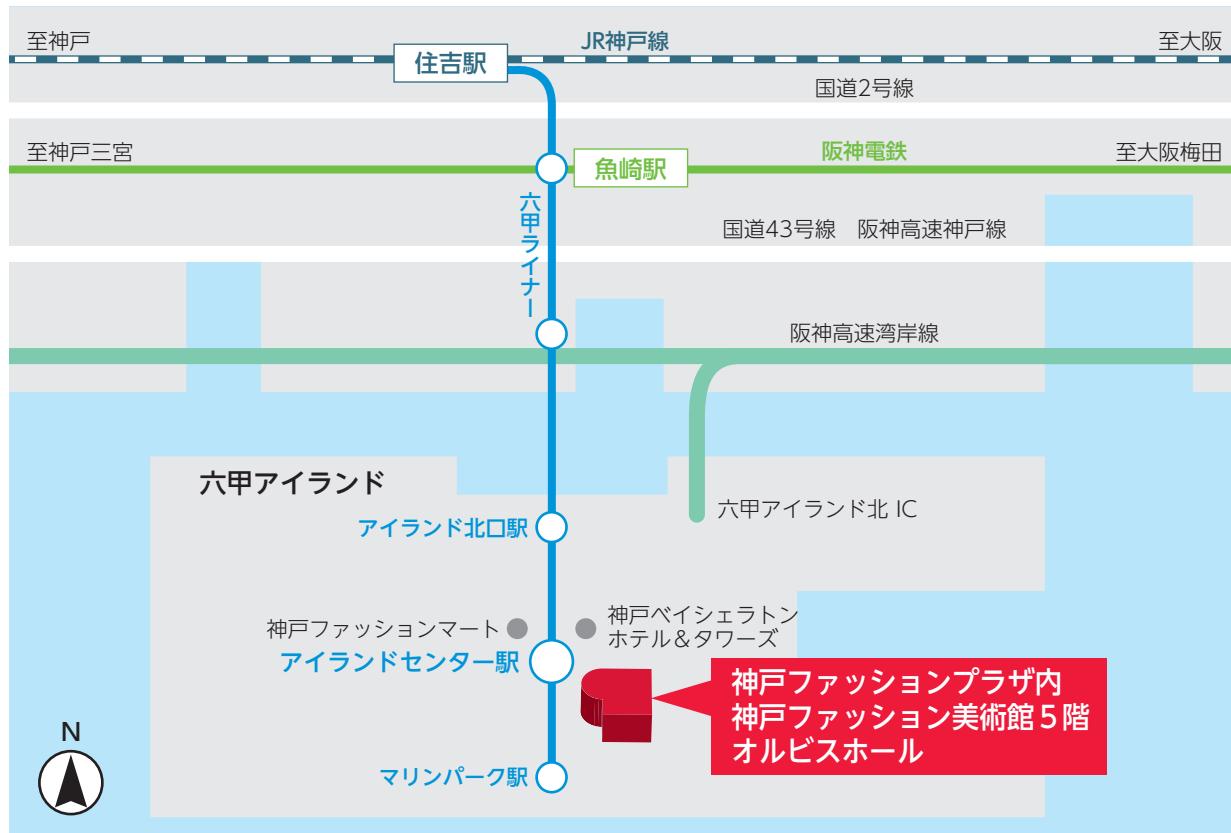
会場

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1

神戸ファッションプラザ内

神戸ファッション美術館5階 オルビスホール

TEL : 078-858-0055



六甲ライナー「アイランドセンター」駅 東出口 徒歩約2分



東出口より
徒歩約2分

※お車でのご越しの際は、美術館地下の神戸ファッションプラザ駐車場をご利用ください (有料)。

